

○宮古島海宝館条例施行規則

平成18年 5月23日

規則第27号

宮古島海宝館条例施行規則（平成17年宮古島市規則第142号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島海宝館条例（平成18年宮古島市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定管理者の募集等）

第3条 市長は、条例第3条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第8条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第9条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の募集をするときは、宮古島市役所掲示板又は市の広報若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講ずるものとする。

（指定申請書の様式等）

第4条 条例第8条に規定する申請書は、宮古島海宝館施設指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第8条に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営方針
- (4) 事務管理計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関する計画

3 条例第8号第2項に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に掲げるもの
 - ア 法人にあつては当該法人の登記簿謄本
 - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面
 - エ 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - (2) 施設の管理に係る収支予算書
 - (3) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に掲げるもの。
 - ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
 - ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
 - オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
 - カ その他市長が必要と認める書面
- （選定結果の通知）

第5条 市長は、条例第9条の規定による選定をした場合は、法人等に対し、宮古島市海宝館施設指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（再度の選定）

第6条 市長は、前条の通知をした後、選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第8条の規定により申請したもの（当該候補者を除く）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、宮古島市海宝館施設指定管理者選定取消等通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、宮古島市海宝館施設指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（募集によらない指定管理者の候補者の選定等）

第7条 市長は条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第8条の規定によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第9条の各号に掲げる選定基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

第8条 市長は、条例第9条の規定により、指定管理者の指定をしたときは、条例第15条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島海宝館施設指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

（協定書の締結）

第9条 指定管理者は、市長と施設管理に関する協定書を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定書は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第10条 条例第12条に規定する事業報告書は、宮古島市海宝館施設指定管理者事業報告書（様式第6号）によるものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、条例第13条第1項の決定を命ずるときは、宮古島海宝館施設指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

(開館時間及び休館日の変更等)

第12条 指定管理者は、条例第4条に規定する開館時間及び休館日の変更を行うときは、宮古島海宝館施設開館時間変更承認申請書（様式第8号）により、市長の承認を受けなければならない。

(入館制限)

第13条 次に掲げる者は、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがある者
- (3) 施設、設備又は展示物を破損し、損傷し、又は亡失するおそれがある者

(禁止行為)

第14条 入館者は、海宝館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

(観覧料の減免)

第15条 条例第6条に規定する減免を必要と認めるときは、次に定めるとおり

とする。

- (1) 市内の小学生、中学生又はこれらの引率者で、学習活動として観覧するとき。
- (2) 宮古島市教育委員会又は海宝館が主催して行う教育普及活動等の行事に参加したとき。
- (3) 市が主催して行う施設見学の一環として視察するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧料減免申請書（様式第9号）を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

（資料の館外貸出し）

第16条 海宝館の資料は、館外貸出しを行わない、ただし、宮古島私立図書館宮古島市内の小学校、中学校及び宮古島私立中央公民館及びこれらに類似する施設で市長が適当と認めたものについては、このかぎりではない。

- 2 館外貸出しを受けようとする者は、市長に館外貸出承認申請書（様式第10号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

（資料の寄贈及び寄託）

第17条 海宝館は、展示及び研究の目的で一般から資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 海宝館は、資料の寄託を受けたときは、受託品預かり証（様式第11号）を寄託者に交付しなければならない。

（遵守事項）

第18条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 設備の利用は、施設内で行うこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 収用定員を超えた人員を入館させないこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

申請年月日 年 月 日

宮古島海宝館施設指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

宮古島海宝館施設の管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 その他関係書類
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款及び寄贈行為の写し、登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
 - (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(団体以外の法人にあつては、事業実績報告書及び決算書等)
 - (4) 市税納税証明書
 - (5) 納税証明書(消費税及び地方消費税について未納額税額がないことの証明)
 - (6) 労働保険料納付済証明書
 - (7) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島海宝館施設指定管理者指定選定結果通知書

下記のとおり貴団体を、宮古島海宝館施設の指定管理者に選定したので通知します。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

2 指定の期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島海宝館施設指定管理者指定取消等通知書

宮古島海宝館条例(平成18年宮古島市条例第24号)第13条の規定により、指定管理者の指定の(取り消し・停止)を命ずる。

記

1 理由

2 取り消し年月日

年 月 日

*停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島海宝館施設指定管理者指定再選定結果通知書

下記のとおり貴団体を、宮古島海宝館施設の指定管理者に再選定したので通知します。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

2 指定の期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

様

宮古島市長



宮古島海宝館施設指定管理者指定通知書

下記のとおり貴団体を、宮古島海宝館施設の指定管理者に指定する。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

2 指定の期間

自 年 月 日
至 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

宮古島海宝館施設指定管理者事業報告書

宮古島市長

様

指定管理者 住 所
団体名
氏 名

宮古島海宝館施設指定管理者事業報告書を別紙のとおり、報告します。

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島海宝館施設指定管理者指定取消等命令書

宮古島海宝館条例(平成18年宮古島市条例第24号)第14条第1項の規定により、指定管理者の指定の(取り消し・停止)を通知する。

記

1 理由

2 取り消し年月日

年 月 日

*停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

指定管理者 団体名
指 名

宮古島海宝館施設開館時間変更申請書

下記のとおり、宮古島海宝館施設の供用時間を変更したいので申請します。

現 行 時 間		変 更 時 間	
午前9時から午後6時まで		午前	時から午後 時まで
期 間	自	年	月 日
	至	年	月 日

指定管理者 様

第 号
年 月 日

宮古島市長



宮古島海宝館施設開館時間変更承認書

変更申請のあったとおり適当と認め、供用時間変更を承認する。

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

宮古島海宝館施設観覧料減免申請書

下記のとおり、利用料金の(減免・免除)を受けたいので申請します。

記

1 申請理由	
2 年 月 日	自 年 月 日 (曜日) 至 年 月 日 (曜日)
3 期 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
4 団 体 名	
5 人 員	大人 人 園児、小中学生 人 合計 人
引 率 者 氏 名	
減免を受けようとする料金	円

第 号

様

申請書のとおり(減免・免除)する。

年 月 日

指定管理者



様式第10号(第16条関係)

資料館外貸出承認申請書		
宮古島市長 様		
申請者 住 所 団体名 氏 名		
次のとおり資料の貸出しを受けたいので、承認くださるよう申請します。		
利用目的		
利用期間 年 月 日から 年 月 日まで		
利用方法		
資料品名		
承認第 号		
申請のとおり承認する。		
年 月 日		
宮古島市長		
印		

様式第11号(第17条関係)

受領品預かり証				
年 月 日				
様				
宮古島市長 印				
次の資料を受託いたしました。				
資料品名	品質形状	数量	収集地	備考
(期間) 年 月 日から 年 月 日まで				
(条件)				

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第15条関係）

様式第10号（第16条関係）

様式第11号（第17条関係）